

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により平成26監査年度に執行した監査（行政監査:テーマ「収入証紙制度について」）について、同条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成27年7月31日

奈良県監査委員	江 南 政 治
同	岸 秀 隆
同	小 泉 米 造
同	清 水 勉

監査の結果

今回監査したところ、証紙による収入の方法は県にとって現金取扱いに伴う管理責任やリスクが発生しないこと、また未収が発生しないことから安全確実な方法であり、許認可事務や収納事務の効率的で経済的な事務処理にもつながる方法であることが認められた。

ただ、その中であって証紙で徴収すべき手数料等について、現金や普通為替証書、定額小為替証書で受け取り、職員が証紙を購入し、申請書に貼付している機関があった。

さらに、各機関のホームページ上で申請書を郵送する場合において、普通為替証書や定額小為替証書でも受領する旨の記載をしている機関も見受けられた。

これらの対応は、条例、規則等に規定された事務処理とはいえないが、各機関が証紙の購入が困難な状況にある申請者等に配慮してやむを得ず行っているものであった。

また、収入証紙制度の運営経費のうち、証紙印刷費用については軽減を図れる余地が認められた。

そこで、申請者等の利便性の向上と収入証紙制度の運営経費の節減に向けて、次の点について検討されたい。

(1) 証紙の売りさばきについて

証紙の売りさばきに関する次のような問題点の解消に向け、売りさばき所の設置場所や販売時間等のより一層の情報提供に努めるとともに、申請者等のニーズを把握し必要に応じて売りさばき方法の充実について検討されたい。

【問題点】

- ・証紙の購入場所が分からない申請者等がいる。
- ・県外居住者にとっては証紙の購入が困難、または郵送購入は可能であるが、それには手間・時間・費用がかかる。
- ・申請者等が居住地近くで購入する場合、県内12町村に売りさばき所が設置されていない。
- ・金融機関は午後3時までであるなど、売りさばき所の販売時間の制約を受ける。
- ・機関の近隣に売りさばき所がないため、手間や時間等を要し不便を感じる機関が相当数ある。

(2) 納付方法等の見直しについて

証紙による収入の方法は、前述のとおり県にとっては安全確実な方法であり、効率性・経済性の点でもメリットがあると認められたところであるが、一方、手数料等の納付方法について申請者等の利便性向上を図っていくことも必要である。

証紙により納付する手数料等は、納付額や納付件数など多種多様であり、申請等の受理の体制も一様ではないことから、証紙納付の対象となっている各手数料等について実態把握のうえ、その納付方法が適当であるかどうか検証し、必要に応じて納付方法を見直すよう検討されたい。

また、証紙購入困難者等の利便性の向上を図るため、下記アまたはイについて検討されたい。

ア 証紙と現金（納入通知書による納付も含む）の併用納付の導入

証紙購入困難者等に対する例外的な対応として、証紙と現金（納入通知書による納付も含む）の併用納付を導入することについて検討されたい。

なお、他県においても、一定の場合に併用納付を認めている団体が認められ

たところである。

イ 証紙貼付のみなし受託の導入

アの併用納付の導入が困難な場合でも、証紙購入困難者等、一定の場合において例外的に職員による証紙貼付の代行を認めることが現実的であることから、申請書等に証紙を貼付しないで現金が提出された場合は、受理機関に証紙の貼付の委託があったものとみなすことについて検討されたい。

なお、他県においても条例、規則に同旨の規定を置く団体が認められたところである。

(3) 経費節減について

証紙に係る経費には、証紙の印刷費、荷造配送費、元売りさばき人及び指定売りさばき人への手数料があり、毎年一定の経費がかかっている。

今後において、収入証紙制度の運営は、より効率的、経済的に行うことが求められる。

本県の証紙は独自図柄であるが、独立行政法人国立印刷局が定める統一図柄の印刷経費は独自図柄に比べると安価である。

既に大半の道府県で統一図柄が採用されており、統一図柄に移行することにより経費節減を図っている事例もある。

本県においても統一図柄に移行するなど経費節減について検討されたい。

措置の内容

証紙購入困難者等の利便性の向上並びに証紙納付の対象となっている各所属の実状などに鑑み、現状において最も適当である方法として、奈良県収入証紙条例施行規則の改正を行い、証紙の購入が困難である等の理由により申請書等に納付額に相当する現金（これに代わるべき証券を含む。）を添えて提出があった場合は、これを受理する機関に証紙の貼付けの委託があったものとみなす事務を平成27年4月1日より導入した。

このことによって、証紙の売りさばき所に関する課題の解消にも繋がるものとする。

また、より一層充実した情報提供に努めるため、各証紙売りさばき所の設置場所や販売時間等を会計局のホームページに掲載する予定でいる。

なお、収入証紙の統一図柄化については、平成28年度予算要求に向けて検討して参りたい。